

平成 17 年度「各国の税法特別措置が純益に与える影響分析」  
に係る委託先の公募について

平成 18 年 2 月 20 日  
日本機械輸出組合  
総務企画グループ

1. 調査目的

本調査は半導体・液晶・自動車が生産する国・地域の税制や研究開発等に関する特別な優遇措置を調べ、同じビジネスモデルで、純利益や実効税率がどのように異なっているかを日、米、独、韓、中で比較し、政府への提言を纏める。

2. 調査内容

(1) 調査内容

企業の収入・収益モデルを作成し、日本、米国、ドイツ、韓国、中国の税制・特別措置を分析して、法定実効税率、特別措置(研究開発、設備投資、雇用増等に対する)、減価償却、地方の優遇措置等について、各国別、製品別の税制・特別措置のマトリクス及び数字のマトリクスを作成する。

(2) 調査項目、その要点

日・米・独・韓・中の税制、特別措置を分析して税制・特別措置を簡単に纏めたマトリクス及び減税等の計算方法のマトリクスを作成する。

同じ売上げ・収益モデルをもとに各国、各製品(半導体製造装置、液晶製造装置、自動車製造設備)ごとの実効税率と純利益を算出する。

実効税率と純利益の計算結果に基づき以下の 2 点について分析する。

(ア) 何が日本企業の実効税率の高さに繋がっているか

(イ) わが国政府に対してどのような措置が望まれるか

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

#### 4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 210 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 18 年 5 月 30 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、 関係資料 1 式 (基本的に電子データで提供)

#### 5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

#### 6. 公募期間

平成 18 年 2 月 20 日～2 月 27 日(期限内に必着のこと)

#### 7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(**WORD 形式はこちら**、**PDF 形式はこちら**)し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに Eメール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

#### 8. 審査結果

平成 18 年 3 月 6 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

#### 9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:総務企画グループ 金丸一也、グループリーダー山本哲三、

Eメール:kanemaru@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9379

FAX:03-3436-6455

以 上